

令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」
委託業務の企画案選定に係る審査基準

1 審査方法

(1) 審査委員会

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会として「文化芸術収益力強化事業協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設置し、書類選考により審査を実施する。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

(2) 審査委員

協力者会議の委員（以下「審査委員」という。）は、外部有識者等7名以内によることとし、2の評価方法に基づき、提出された企画提案について審査する。

(3) 選考の期間

令和2年8月11日（火）～8月21日（金）（予定）

2 評価方法

(1) 企画提案の評価及び点数化（採点）

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」で行うものとする。各審査委員は4の評価項目について、5の評価基準に基づき点数化（採点）する。

(2) 企画提案の評価点

(1)で行った委員それぞれの採点のうち、最高点と最低点を附した審査委員の採点を除く残りの採点の合計の平均を当該企画提案の評価点とする。

3 採択案件の決定及び企画内容等の変更

(1) 決定の方法

評価点が5（3）の「最低評価点」を超える者のうち、原則として得点の高い者から順に採択するものとする。ただし、個別の審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

採択件数は公募時点の予定件数であり、協力者会議の決定により増減する場合がある。

(2) 企画内容等の変更

企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することができる。

4 評価項目

(1) 事業内容に関する評価

- ① 企画提案書に記載された事業の趣旨・目的が、令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」委託業務の目的に沿ったものであること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 企画提案された取組が公募を通じて行われるなど、事業で得られる成果について、社会や業界全体へ還元されることが期待できること。

- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
 - ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- (2) 事業の実施体制に関する評価
- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
 - ② 業務管理を適切に遂行できる、または遂行した実施体制を有していること。
 - ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
 - ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
 - ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

5 評価基準

- (1) 4 評価項目の「(1) 事業内容に関する評価」及び「(2) 事業の実施体制に関する評価」について
- 以下の5段階評価により、採点する。
- 大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点
- (2) 4 評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」について
- 以下の認定等の中で該当するもののうち、最も配点の高い区分により評価する。
なお、内閣府男女共同参画局長の認定等に相当する確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1.2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚

- 生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 1. 2点
- ・プラチナくるみん認定 = 1. 5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定 = 1. 5点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0点

(3) 最低評価基準

20点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。